

官報

大蔵省印刷局発行

昭和二十五年三月三十一日 日刊(日曜日休刊)
 第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第三十七号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 昭和六十一年八月二十二日 農林水産大臣 加藤 六月

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第三十五条の五第一項中「及びビーマン」を「マビーマン及びマンゴウ」に改める。

別表三中 「ネットメロン」エチレンダイオキソタン蒸庫一立方メートル 一九〇二五度 二時間 を

「ネットメロン」エチレンダイオキソタン蒸庫一立方メートル 一九〇二五度 二時間

「ネットメロンの生果実」エチレンダイオキソタン蒸庫一立方メートル 一九〇二五度 二時間

「いんげんまめの生果実」臭化メチルくん蒸 二〇〇二八度 二時間

「いんげんまめの生果実」	臭化メチルくん蒸	臭化メチルくん蒸庫一立方メートル	二〇〇二八度	二時間
「エチレンダイオキソタン蒸」	エチレンダイオキソタン蒸	エチレンダイオキソタン蒸庫一立方メートル	一九〇二五度	二時間
「エチレンダイオキソタン蒸」	エチレンダイオキソタン蒸	エチレンダイオキソタン蒸庫一立方メートル	一九〇二五度	二時間

に改める。

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。